（様式1）

最終更新日：令和６年９月２０日

神奈川県スポーツ協会　スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。　参考URL:　https://www.sports-kanagawa.com/outline/business.php

原則	審査項目	自己説明
［原則1］組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	（1）組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	『中期推進計画（令和４年度～令和８年度）スポーツを通じた「魅力、そして活力ある”かながわ”の創生」の実現に向けて』を策定し公表している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（1）団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	加盟団体については加盟団体規程、評議員・役員・専門委員会委員・職員については役・職員倫理規程、職員については職員就業規程を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、評議員会規程、理事会規程、各専門委員会規程、倫理委員会規程、事務局の組織及び職の設置規程を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	文書等管理規程、情報公開規程、個人情報保護規程、事務決裁規程を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	常勤役員等の報酬等の支給に関する規程、役員等費用弁償規程、評議員費用弁償規程、職員給与規程、職員退職手当規程を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款第3章資産及び会計（第6条から第10条）で定めているほか、経理規程を整備している。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（2）その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	賛助会員規程、寄付金取扱規程を整備している。また、加盟団体規程第11条で年次分担金の納入を、神奈川県スポーツ少年団設置規程第6条で登録料を定めている。
［原則3］組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	（3）代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	加盟団体規程第４条（加盟団体の使命）、第９条（遵守すべき事項）のほか、国民スポーツ大会における代表選手の選考等に関する指針により整備している。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（1）役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	理事会終了後にコンプライアンスに関する研修会を実施している。
［原則5］コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	（2）選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	各競技団体の強化担当者会議時に啓発事業を行っている。

原則	審査項目	自己説明
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（2）財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理規程第6条に則り経理責任者を、第7条に則り出納責任者と出納事務担当者を設けるとともに、顧問税理士の助言を受け、予算の執行、決算事務を行い、財務諸表の作成をしている。 　チェック機能としては、特定幹事（税理士）を含めた監事に監査を受け、事業報告・収支決算（財務諸表）に監査報告書を添付し、評議員会で決議している。
［原則6］法務、会計等の体制を構築すべきである	（3）国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	補助金等の交付条件や関係法令、条例、規則、ガイドライン等を遵守すると共に、補助金交付規程、競技力向上対策事業補助金交付要綱、国民体育大会派遣旅費事務要綱等を整備し、本会から補助金を交付する団体に対しては、事務取扱マニュアルを作成し説明会を実施して、補助金の適正執行に努めている。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（1）財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令に定められている定款、事業計画・収支予算・事業報告・収支決算（財務諸表）、役員名簿などは、事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国民スポーツ大会における代表選手の選考等に関する指針を策定し、公表している。
［原則7］適切な情報開示を行うべきである。	（2）法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況を日本スポーツ協会に報告すると共に、ホームページ上に公表している。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（1）加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	加盟団体規程の一部改正により対応している。
［原則13］地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	（2）地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	加盟団体代表者会議において、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する研修会を実施している。